

資料 1

第二期高知市子ども・子育て支援事業計画策定について

1 計画策定の趣旨

高知市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条第 1 項に規定する 5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画であり、現在の第一期事業計画は、計画期間が平成 27 年度から令和元年度であるため、令和 2 年度を始期とする第二期事業計画を策定する必要があります。

2 計画の名称（案）

計画の名称は、「第二期高知市子ども・子育て支援事業計画」とします。

3 本計画の位置づけ

〈法令等の根拠〉

市町村事業計画：子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項

市町村整備計画：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 4 の 2 第 1 項

※保育所、幼保連携型認定こども園^{*3}の整備に関する計画

市町村行動計画：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項

市町村対策計画：子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

〈上位計画〉

2011 高知市総合計画

基本構想：平成 23～平成 42 年度

前期基本計画：平成 23～平成 32 年度（10 年ごとに策定）

第 3 次実施計画：2017～2020 年度

〈関連する計画〉

本計画は、次にかかげる計画など関連する計画との整合性を図って策定します。

高知市地域福祉活動推進計画：2019～2024 年度

高知市教育振興基本計画：平成 25～平成 32 年度

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児童福祉計画：2018～2020 年度

第二期高知市健康づくり計画（母子保健計画を含む）：2018～2022 年度

4 本計画の策定の方向性（案）

現計画をベースに、6月に改定される基本指針に基づき、策定作業を進めます。また、昨年度実施したニーズ調査や、現計画に基づく実績を評価したうえで、第二次計画の量の見込みに反映します。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子どもの貧困対策についての計画を策定することが、市町村に対し努力義務とされたことから、第二期計画に包括することとし、子ども・子育て支援計画と一体的な計画とすることを検討します。